

## 所有者の責務です!!

空き家を  
放置すると...

雨樋の破損屋根瓦  
の劣化やズレ

外壁の破損

動物の住処に  
なることも・・・



窓ガラスの割れ

玄関ドアの損傷

雑草等の隣  
地や道路へ  
のはみ出し

### リスク 1 空き家の管理不全が原因となって

**近隣住民等が怪我をする恐れ**があります!

空き家の管理不全が原因となって、近隣住民等が怪我をした場合、空き家所有者は民法第717条による損害賠償責任を負う可能性があります。



### リスク 2 空き家を危険な状態等で放置すると

**固定資産税等の額が大幅に上昇**します!

平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。空き家を危険な状態等で放置し、同法に基づく勧告を受けたことにより当該空き家の敷地に係る住宅用地特例が解除された場合、固定資産税の税額が大幅に上昇する可能性があります。

紀宝町では5年以上居住されていない家屋に対して空き家解体助成事業があり、最大50万の補助を行っています。その他、申請条件などもありますので、詳しくは、役場基盤整備課（0735-33-0357）まで事前にお問い合わせください。

また、紀宝町では空き家の活用も支援しています! 【詳しくは、裏面を参照】

# 紀宝町 空き家バンク事業

紀宝町に定住・移住を希望し、物件を探されている方に、売買や賃貸を希望されている空き家物件をご紹介します。

## ■ 定住希望者 (空き家を買いたい方・借りたい方)

空き家バンクを利用し、空き家を買いたい方、借りたい方は、必要書類（利用希望申込書・誓約書）を役場企画調整課までご提出ください。

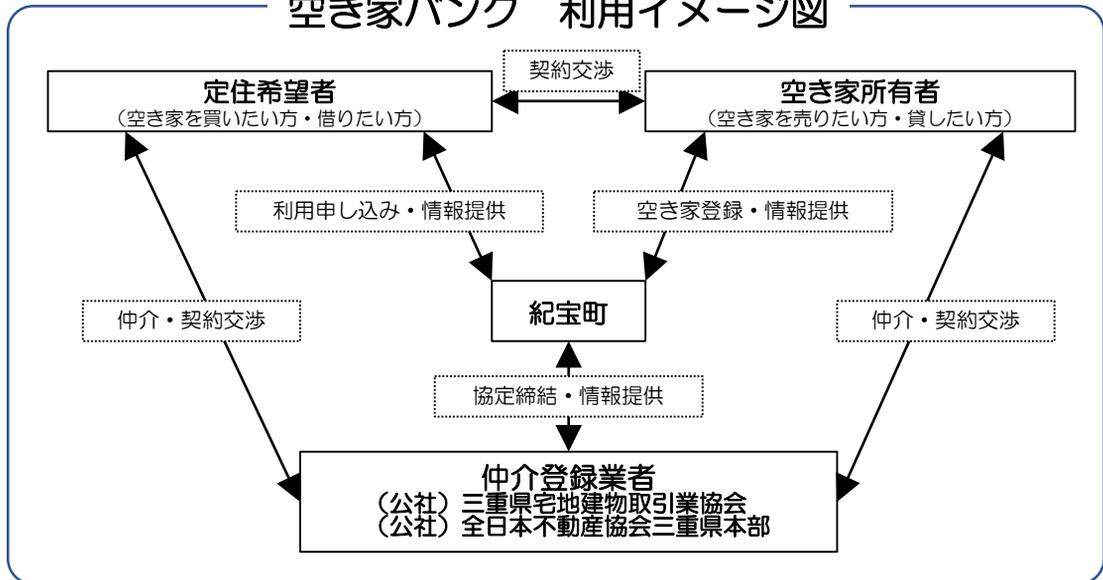


## ■ 空き家所有者 (空き家を売りたい方・貸したい方)

空き家バンクに物件の登録をご希望の方は、必要書類（登録申込書・登録カード・誓約書）を役場企画調整課までご提出ください。

- 登録できる物件は、空き家に係る所有権、その他の権利が明確で、空き家の売却、賃貸ができる物件となります。
- 登録に際しては、町職員による現地調査やその他所有権の確認等の調査を実施いたします。

### 空き家バンク 利用イメージ図



### — 注意事項 —

- ◆ 紀宝町は物件情報の紹介のみを行います。交渉、契約については一切関与することができません。
- ◆ 交渉、契約に関するトラブルについても町は関与しませんので、当事者間での解決をお願いします。
- ◆ 交渉、契約は当事者同士か、仲介事業者を介して行っていただきます。仲介業者を介して行う場合は仲介手数料等が発生します。

空き家を有効に活用にするための**支援制度**もありますので、詳しくは役場企画調整課（0735-33-0334）までお問い合わせいただくか右記のホームページをご確認ください。



空き家  
バンクHP

紀宝町ふるさと納税では、空き家の風通しや草刈り・掃除などの**空き家管理のサービス**も行っています。詳しくは、役場産業振興課（0735-33-0336）までお問い合わせいただくか右記の町ホームページで紹介しているふるさと納税ポータルサイトで

紀宝町 空き家 検索

と検索し



ふるさと  
納税HP